

受理官庁 T T	法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ)	附属書 C T T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	トリニダード・トバゴ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁、 シンガポール知的所有権庁、国立工業所有権機関（チリ）、 スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁 ⁴ 、 シンガポール知的所有権庁、国立工業所有権機関（チリ）、 スウェーデン知的所有権庁（PRV）又は米国特許商標庁 ⁵	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2023年5月4日付公示（PCT公報）104頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

